

# 最近の水道行政の動向について

平成31年2月  
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

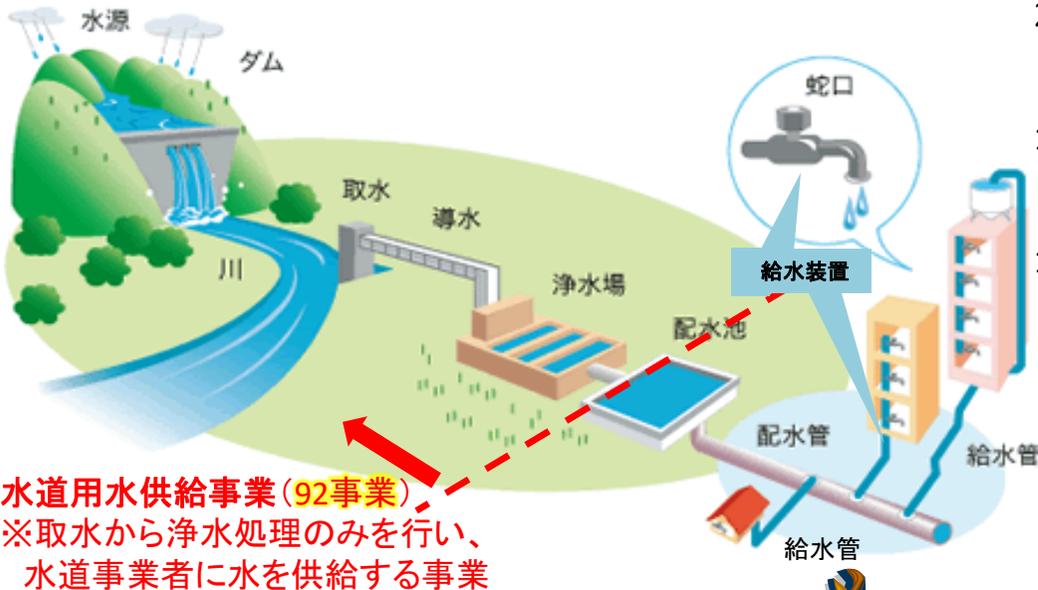
# 1. 水道の現状

# 水道の定義等

- 水道とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。
- 水道事業は、原則として市町村が経営することとされている。
- 昭和40年代以降、高度経済成長期を中心に整備され、全国に普及した。(平成28年度 普及率97.9%)
- 昭和50年から水道事業の数は減少しているが、現在も全国に6,000以上の水道事業が存在している。

## 水道事業の概略

水道事業(上水道事業1,355事業、簡易水道事業5,133事業)  
 ※一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業



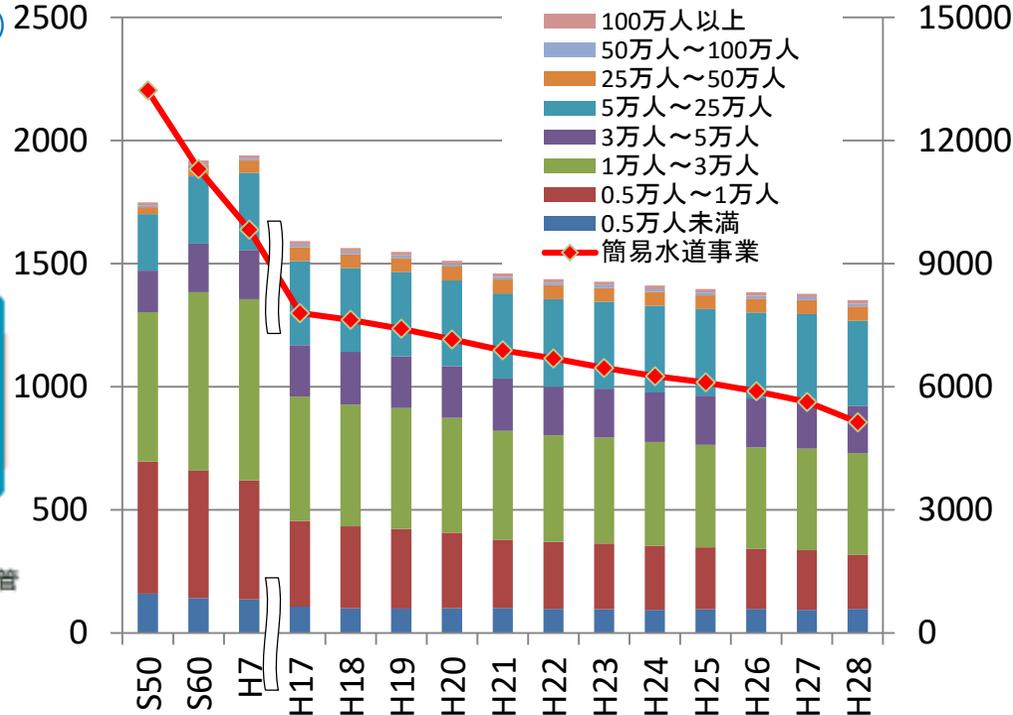
水道用水供給事業(92事業)  
 ※取水から浄水処理のみを行い、水道事業者の水を供給する事業

### 指定給水装置工事事業者

- ・約23万2千事業者
- ・各水道事業者は給水装置の工事を施行する者を指定できる。



## 水道事業数の推移

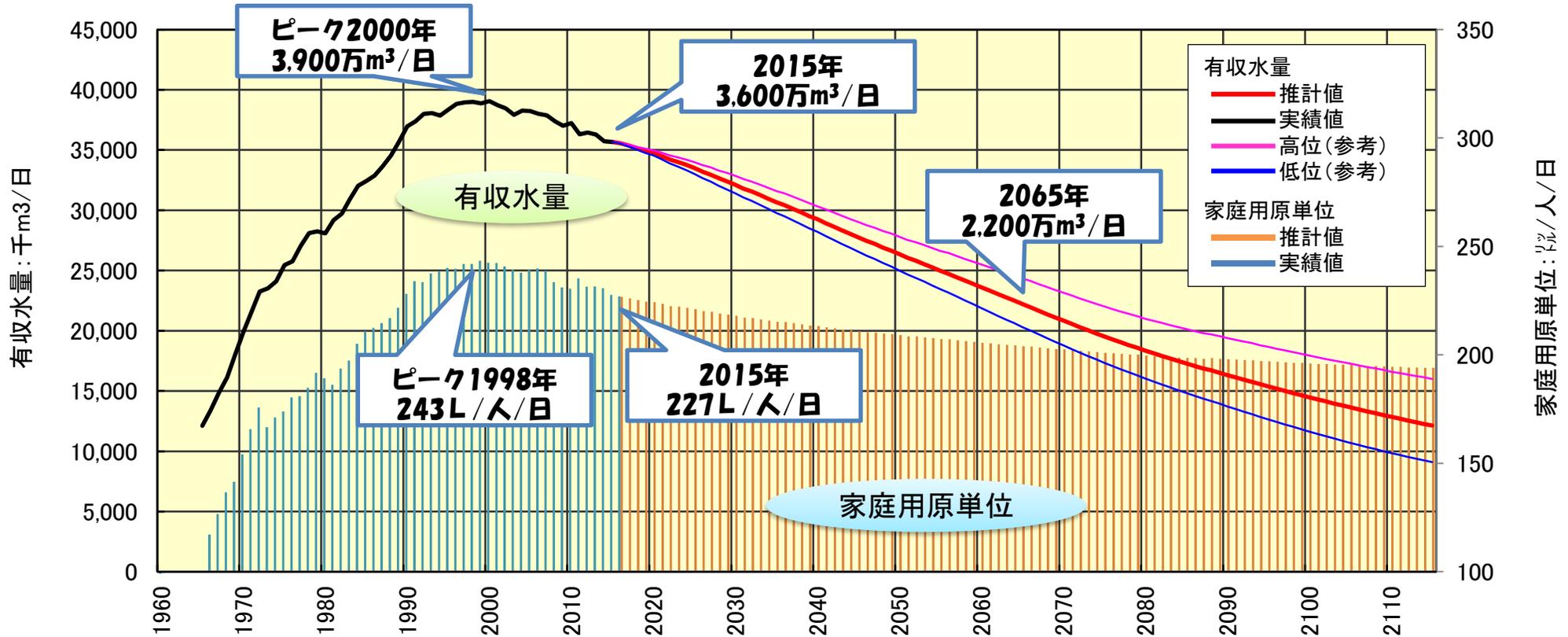


上水道事業: 計画給水人口が5,001人以上の水道  
 簡易水道事業: 計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道

出典: 平成28年度水道統計(日本水道協会)  
 平成28年度簡易水道統計(全国簡易水道協議会)

# 人口減少社会の水道事業

- 日本の人口変動や、節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少により、有収水量は平成12年(2000年)をピークに減少しており、50年後(2065年)にはピーク時より約4割減少。
- 水道事業は、原則水道料金で運営(独立採算制)されているが、人口減少に伴い料金収入も減少し、水道事業の経営状況は厳しくなってくる。



## 【推計方法】

①給水人口：日本の将来推計人口（平成29年推計）に上水道普及率（H27実績94.4%）を乗じて算出した。

②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。

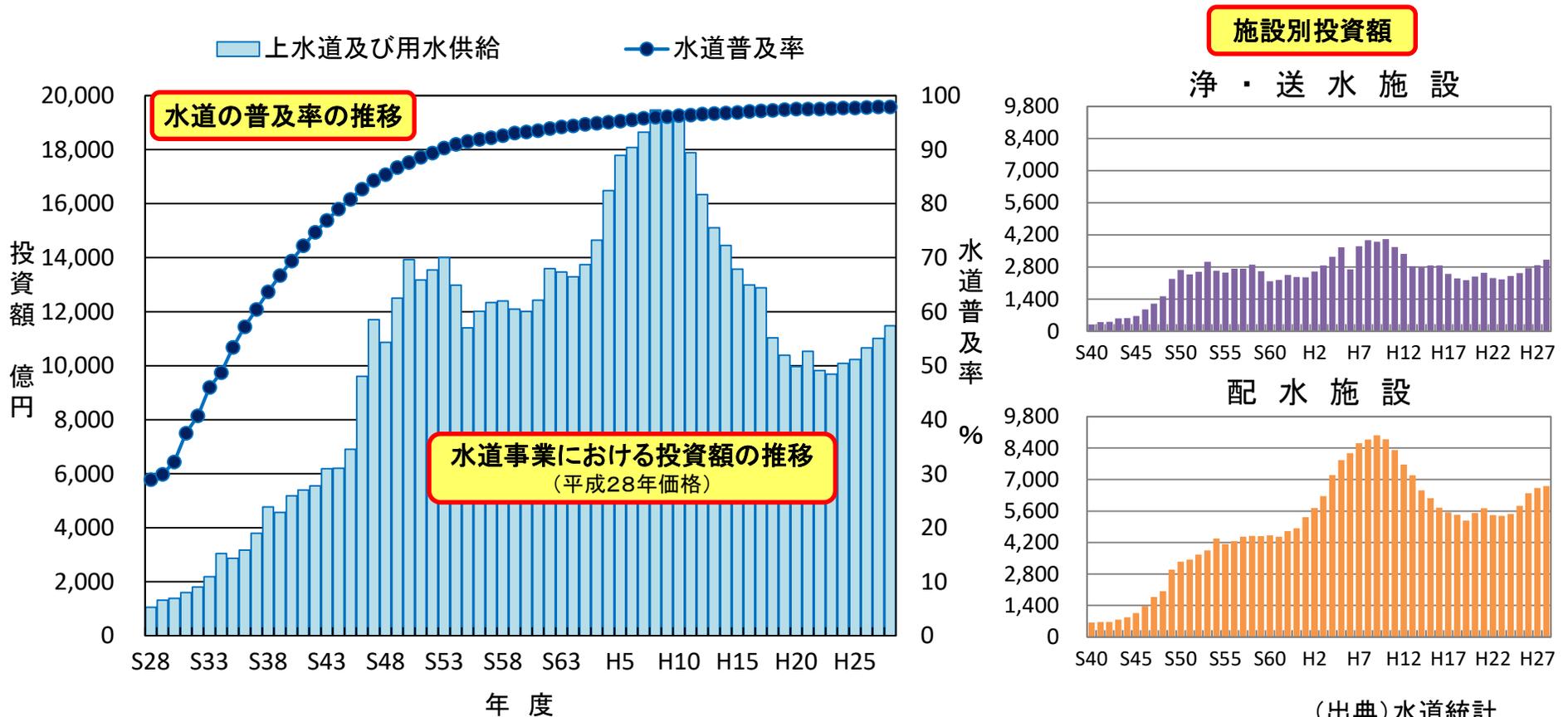
家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口

家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率（0.310）で設定した。

③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位（高位）、死亡高位仮定出生低位（低位）に変更した場合の推計結果である。

# 水道の普及率と投資額の推移

- 水道の普及率は、高度成長期に急激に上昇しており、その時代に投資した水道の資産（特に整備のピーク期）の更新時期が到来している。
- 投資額の約6割は送配水施設（主に管路）が占めている。整備のピークは2回とも、浄・送水施設＋配水施設と考えられるが、特に2回目は配水施設への投資額が格段に大きい。

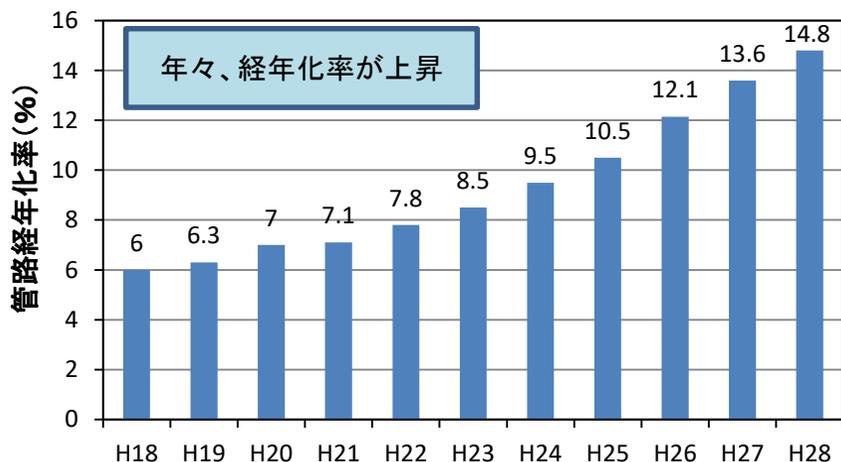


# 管路の経年化の現状と課題

- 全管路延長(676,500km)に占める法定耐用年数※(40年)を超えた延長の割合は、**14.8%(平成28年度)**となっている。  
※ 減価償却費を計算する上での基準年数(計画的に更新を実施している水道事業者の実績の平均では56年)
- 現状の年間更新実績は、更新延長5,057km、**更新率0.75%(平成28年度)**となっている。
- **今後20年間で更新が必要な管路は、1980年以前に整備された153,700km、全体の23%程度**と予測され、これらを平均的に更新するには、**1.14%程度の更新率が必要**となる。

## 管路経年化率(%)

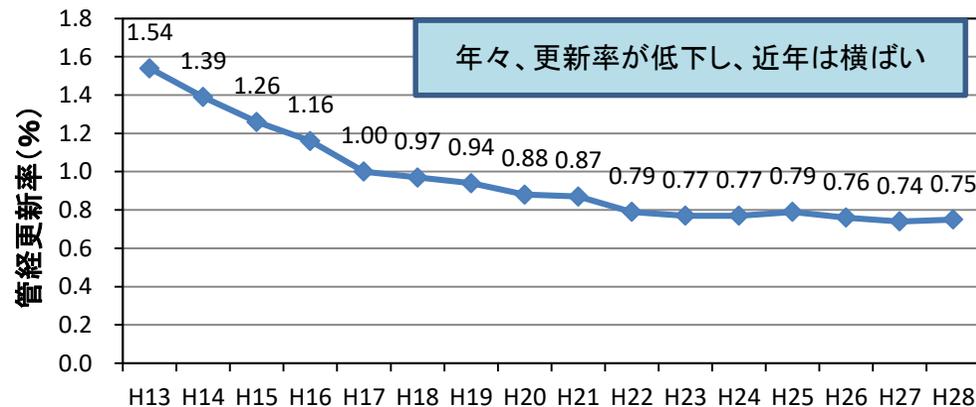
$\frac{\text{法定耐用年数を超えた管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$



	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
H28年度			
管路経年化率	16.2%	11.3%	14.8%
管路更新率	0.81%	0.58%	0.75%

## 管路更新率(%)

$\frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$



## 整備年代別の管路更新需要(平成28年度時点)

整備時期	延長	管路全体に占める割合
1960年以前	8,500 km	1%
1961年~1970年	30,700 km	5%
1971年~1980年	114,500 km	17%
計	153,700 km	23%

(出典)  
水道統計

# 水道施設における耐震化の状況（平成29年度末）

## 基幹管路

- 平成28年度から0.6ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。

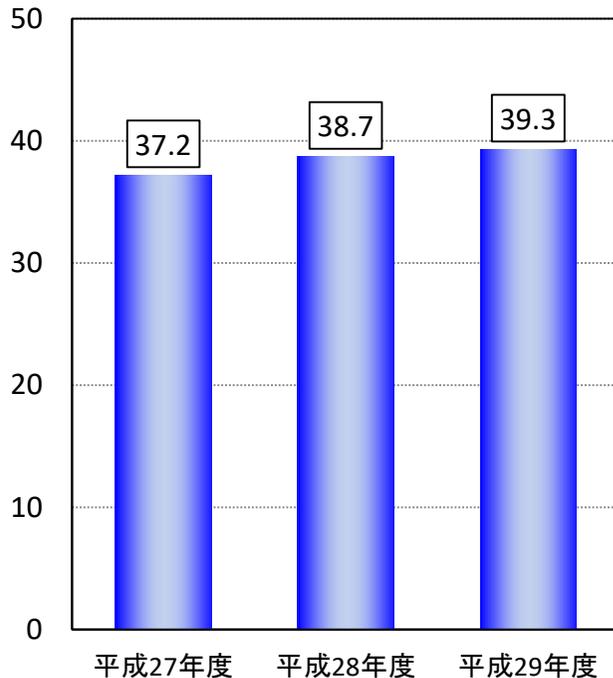
## 浄水施設

- 処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでいない状況。

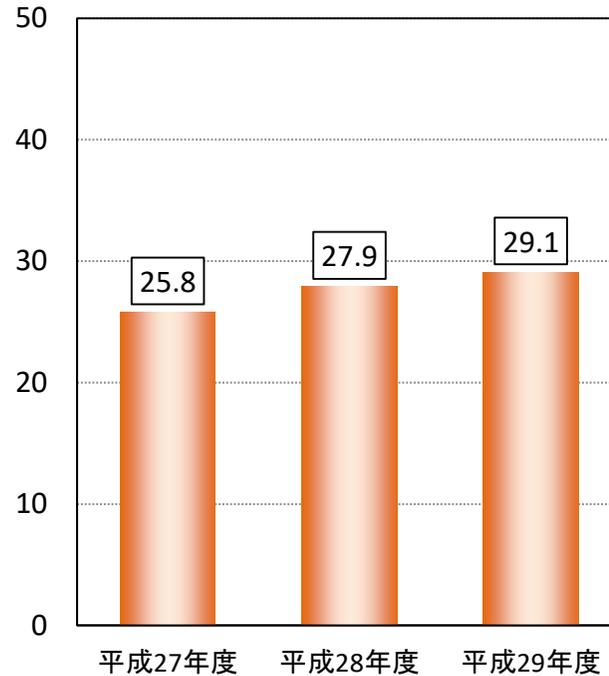
## 配水池

- 単独での改修が比較的行きやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。

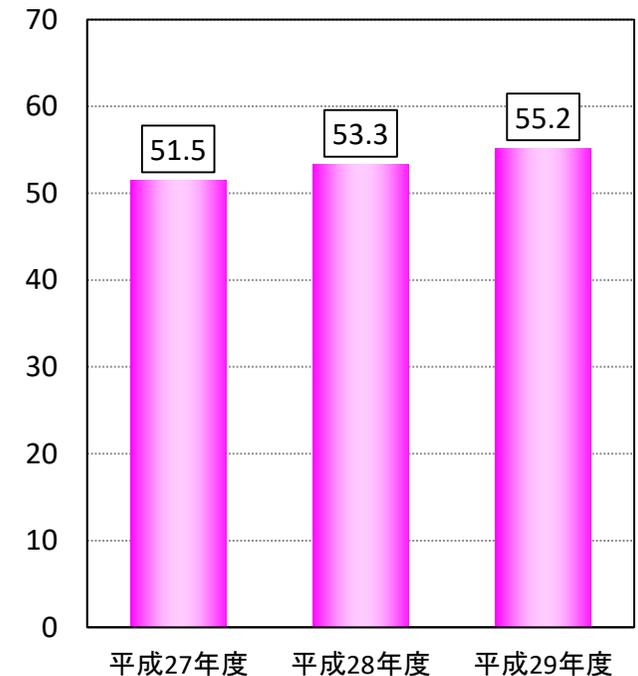
耐震適合率 (%)



耐震化率 (%)



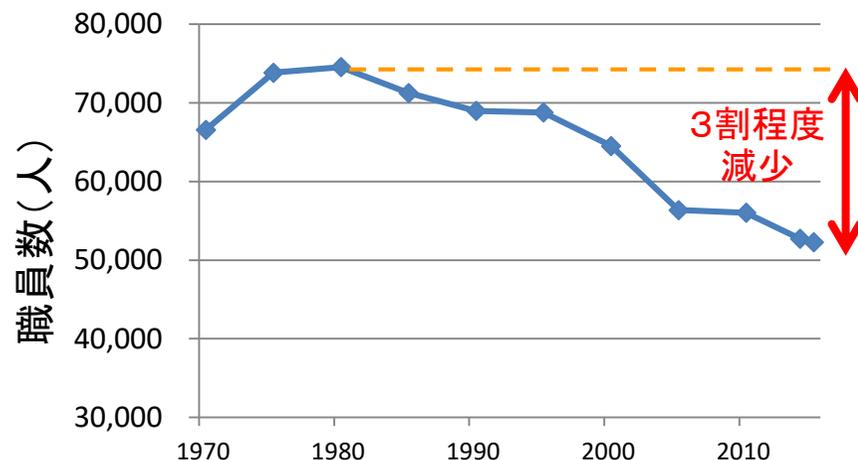
耐震化率 (%)



# 職員数の状況

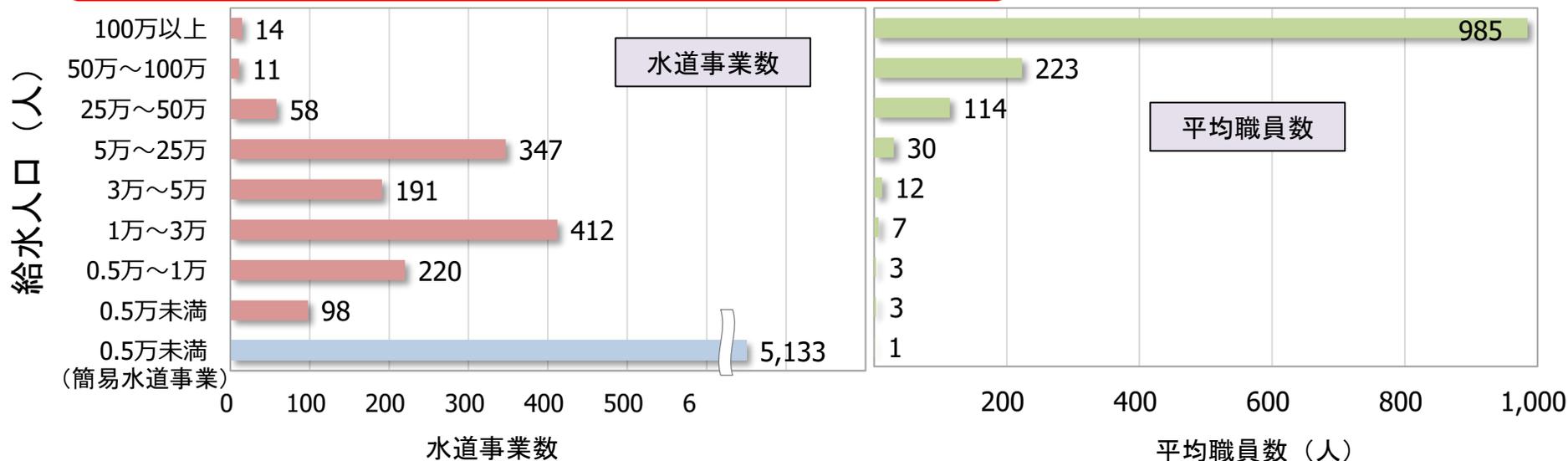
- 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて3割程度減少している。
- 全国に6,000以上の水道事業が存在。小規模で職員数が少ない水道事業者が非常に多い。

## 水道事業における職員数の推移



出典: 水道統計 (日本水道協会)

## 給水人口別の水道事業数と平均職員数 (平成28年度)



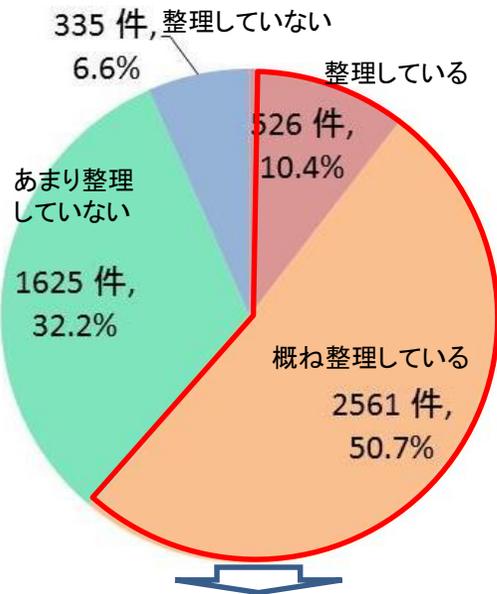
出典: 平成28年度水道統計 (日本水道協会)

平成28年度簡易水道統計 (全国簡易水道協議会)

# 水道事業者の水道施設データの整理状況について

- 水道施設のデータを整理している(台帳整備がされている)水道事業者は全体の約61%。
- 台帳のデータが不足している場合の主たる理由は、「全てのデータが保管してあるか不明」「市町村合併や事業統合で過去のデータが揃わない」などである。(上水道事業、簡易水道事業に共通)

○データの整理状況(全体)

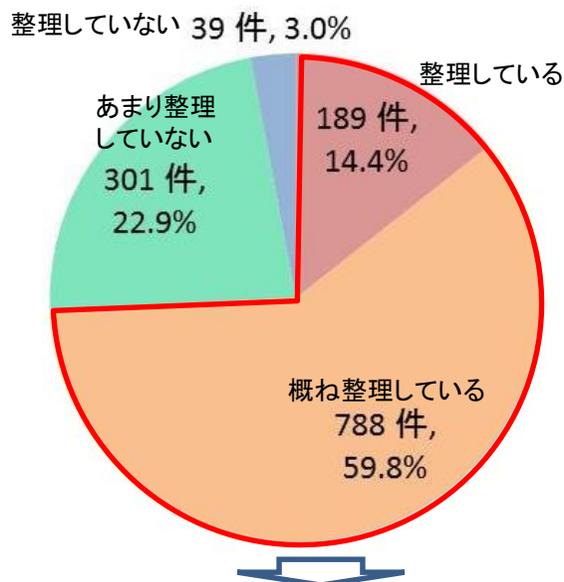


約61%の事業者が、必要データが検索できるようにデータを整理している。

台帳整備率6割

内訳

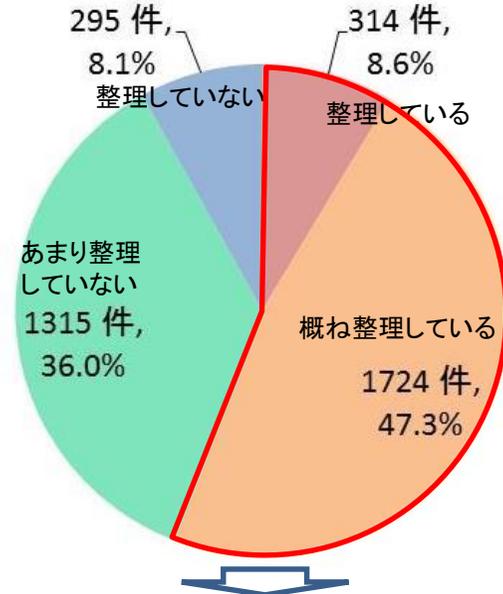
○上水道事業者の整理状況



上水道事業者のうち、約74%はデータを「整理」「概ね整理」しているを選択。

上水道事業者の台帳整備率7割

○簡易水道事業者の整理状況



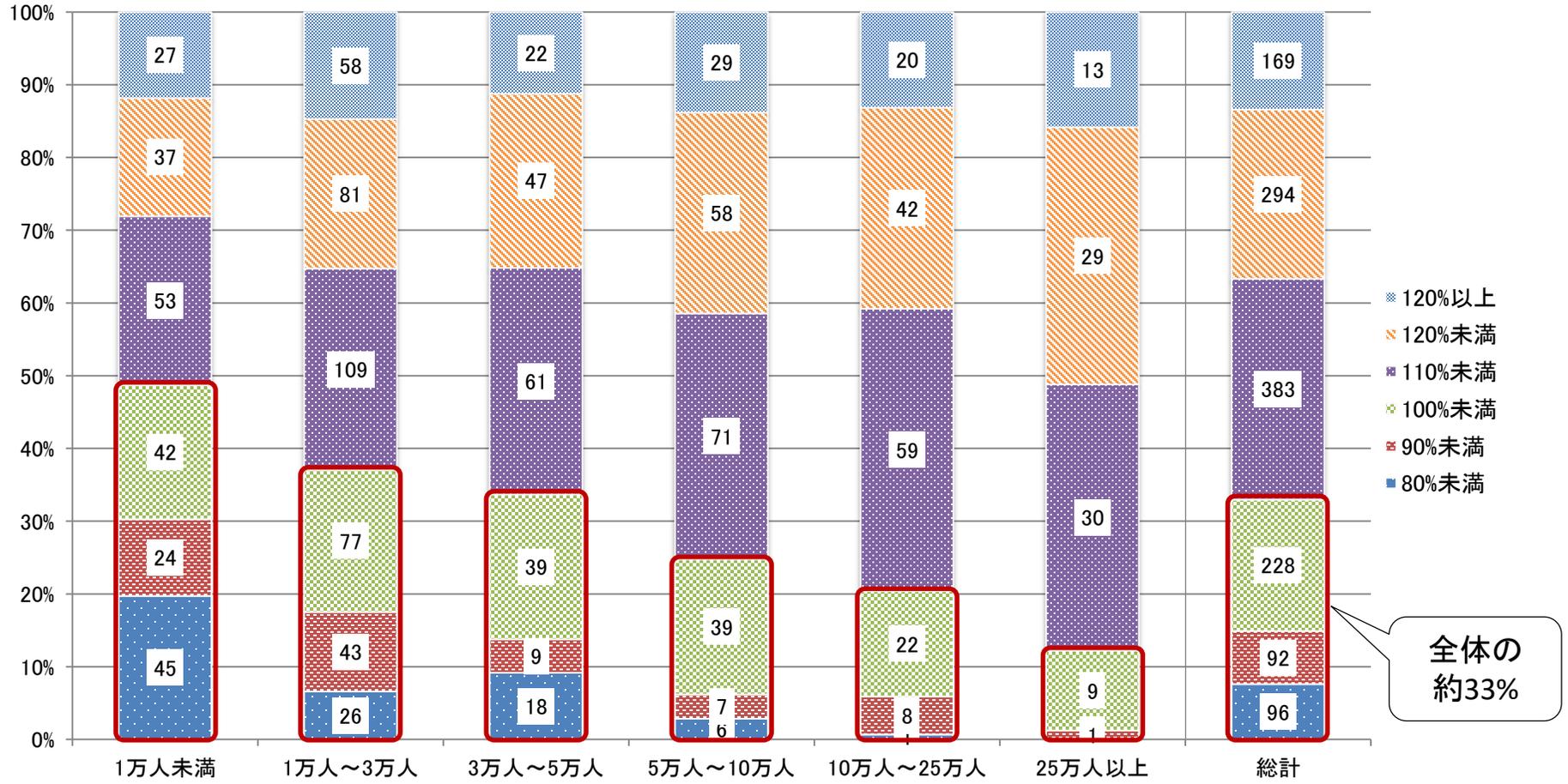
簡易水道事業者のうち、データを「整理」「概ね整理」を選択したのは約56%にとどまる。

簡易水道事業者の台帳整備率6割

# 水道事業の経営状況

○ 小規模な水道事業体ほど経営基盤が脆弱で、給水原価が供給単価を上回っている(=原価割れしている)。

## 上水道事業の料金回収率(供給単価/給水原価)



全体の  
約33%

10m <sup>3</sup> 当たり料金(平均)	1,849円	1,627円	1,510円	1,424円	1,262円	1,149円	総平均 1,540円
----------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------------

※現在給水人口が不明である福島県浪江町のデータを除いた1,262事業を対象。

(「平成28年度 地方公営企業年鑑」より作成) 10

## 2. 水道法改正の内容

# 水道を取り巻く状況

## 現状と課題

我が国の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から**既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代**に変化。しかし、以下の課題に直面している。

### ①老朽化の進行

- 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中(H28年度14.8%)。

### ②耐震化の遅れ

- 水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進んでいない(年1%の上昇率)。
- 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

### ③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

### ④計画的な更新のための備えが不足

- 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)。
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

## 1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

## 2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

## 3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

## 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

## 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

## 施行期日

公布の日（平成30年12月12日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。）

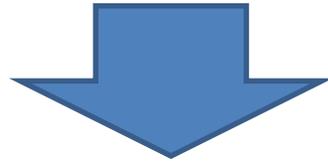
## 0. 法律の目的 (第1条)

### 【改正趣旨】

給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備を前提とした時代から、人口減少に伴う水の需要の減少、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化の進行等の状況を踏まえ、既存の水道施設を維持・更新するとともに、必要な人材の確保が求められる時代となったことに対応し、水道の計画的な整備から水道の基盤の強化が求められている。このため、目的規定を改正するもの。

### 改正前

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。



### 改正後

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

# 1. 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進 (第1条、第2条の2、第5条の2、第5条の3、第5条の4)

## 現状・課題

- 水道の普及率は97.9%(平成28年度末)となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。
- また、1355の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が921と多数存在(平成28年度)しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

## 改正法

- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。(第1条)
- 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。  
特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。(第2条の2)
- 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。(第5条の2)
- 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。(第5条の3)
- 都道府県は、水道事業者等との間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置できることとする。(第5条の4)

# 広域連携の推進

水道事業は主に市町村が経営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態		内容	事例
事業統合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている。)</li> </ul>	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町(直島町を除く)の水道事業を統合(H30.4~))
経営の一体化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる。)</li> </ul>	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が、四條畷市・太子町・千早赤阪村の水道事業を経営(H29.4~))
業務の共同化	管理の一体化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質検査や施設管理等、維持管理の共同実施・共同委託</li> <li>・ 総務系事務の共同実施、共同委託</li> </ul>	神奈川県内5水道事業者(神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団)の水源水質検査等の業務を「広域水質管理センター」に一元化(H27.4~)
	施設の共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設(取水場、浄水場、水質試験センターなど)の共同設置・共用</li> <li>・ 緊急時連絡管の接続</li> </ul>	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設(H24.4.1から供用開始)
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等</li> </ul>	多数

## 2. 適切な資産管理の推進（第22条の2、第22条の3、第22条の4）

### 現状・課題

- 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕を行うことが必要。
- また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。
- 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新（耐震化を含む。）が必要。
- また、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

### 改正法

- 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。（第22条の2）
- 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。（第22条の3）
- 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。（第22条の4）

○ 水道施設の点検を、構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う

(例)

点検のルール化を明示するもの	点検内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検計画書</li> <li>・マニュアル</li> <li>・点検記録表 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の施設</li> <li>・点検の方法</li> <li>・点検の頻度 等</li> </ul>

○ 水道施設の点検の結果、異状を把握した場合には、維持又は修繕を行う

○ 特に、基幹となる水道施設に多く用いられ、また、点検及び補修等を適切に実施すると、施設の更新需要の平準化に有効となるコンクリート構造物については、運転に影響に与えない範囲で目視が可能で水密性を要するものについて、次のとおりの対応とする

- 概ね5年に1回以上の頻度で点検を行う
- 点検した際は、以下の事項を記録する [同施設を次に点検を行うまで保存]
  - ・点検の年月日
  - ・点検を実施した者の氏名
  - ・点検の結果
- 点検した結果、施設の劣化を把握し、修繕を行った場合には、その内容を記録する [当該施設を利用している期間保存]



水道事業者等が点検を含む維持・修繕を行うにあたり参考となるよう、水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインを作成予定

水道施設の計画的な更新など、適切な資産管理を行えるよう、水道事業者等は、水道施設台帳の作成及び保管をするとともに、水道施設台帳の記載事項に変更があったときは、これを訂正することが必要。

## ■ 調書及び図面として整備すべき情報

※属性情報など電子システムで把握している場合も、水道施設台帳を整備していると思なす

### 調書

#### 管路調書

管路の性質ごとの延長を示した調書

- ・管路区分・設置年度・口径・材質・継手形式毎の管路延長

#### 施設調書

管路以外の水道施設に関する諸元を示した調書

- ・名称、設置年度、数量、構造又は形式、能力

### 図面

#### 一般図

水道施設の全体像を把握するための配置図

- ・市区町村名とその境界線
- ・給水区域の境界線
- ・主要な水道施設の位置及び名称
- ・主要な管路の位置
- ・方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

#### 施設平面図

水道施設の設置場所や諸元を把握するための平面図

- ・管路の基本情報（管路の位置、口径、材質）
- ・制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の位置及び種類
- ・管路以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線
- ・その他地図情報（一般図の記載事項、付近の道路・河川・鉄道等の位置）

## ■ 形式を問わず整備すべき情報

- ・管路の設置年度、継手形式及び土かぶり
- ・水道メーターの位置

- ・制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の形式及び口径
- ・道路、河川、鉄道等を架空横断する管路の構造形式、条数及び延長

## 水道施設の計画的な更新

- 長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設を計画的に更新

## 収支の見通しの作成

- 30年以上の期間を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算
- 試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握した上で水道施設の新設及び改造の需要を算出し、費用の平準化、水道施設の規模及び配置の適正化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮

## 収支の見通しの公表

- 収支の見通しについて、10年以上を基準とした合理的な期間について公表

## 収支の見通しの見直し

- 収支の見通しを作成・公表した時は、概ね3年から5年ごとに見直す

# 3. 官民連携の推進(第24条の4～第24条の13)

## 現状・課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けなければならない。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。



## 改正法

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
- 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
- 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。
  - ※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
    - ・ 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら収受。
    - ・ 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
    - ・ 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

# 水道施設運営権者に対する関与の仕組み

## 事業計画の確実性・合理性

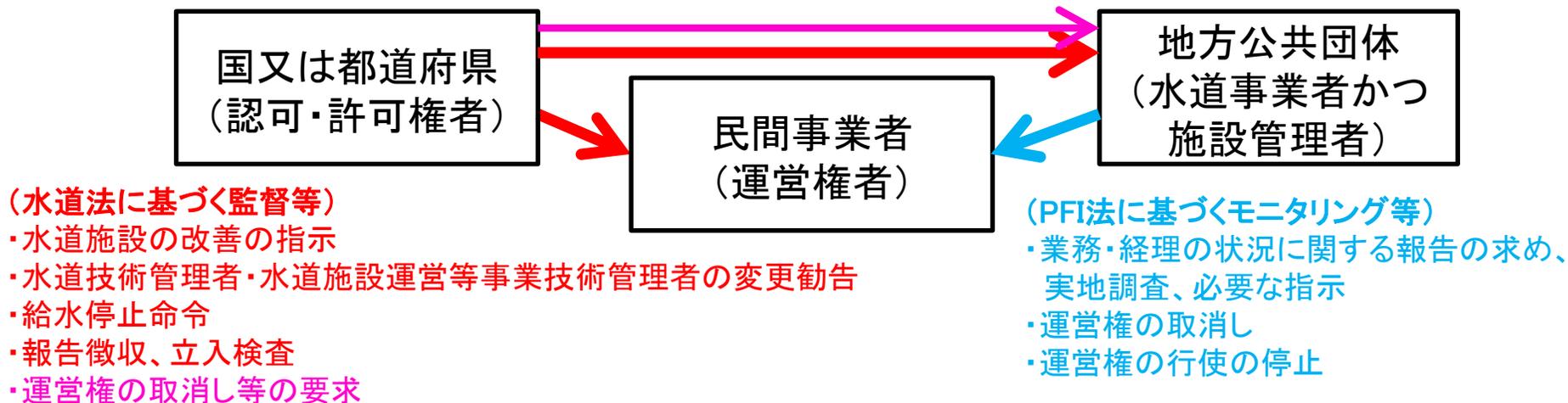
- 地方公共団体は、実施方針や要求水準書を作成し、それらを満たす提案をした民間事業者を選定
- 国等は、事業計画の確実性・合理性を審査した上で許可(水道法)

## 料金の設定

- 地方公共団体は、水道施設の利用料金の範囲等を条例で規定(PFI法)
- 運営権者は、条例の範囲内で利用料金を設定(PFI法)
- 国等は、原価を適切に算定して利用料金を設定しているか審査した上で許可(水道法)

## モニタリング

- 地方公共団体は、運営権者に対し業務・経理の状況のモニタリング等を実施(PFI法)
- 国等は、地方公共団体のモニタリング体制を確認した上で許可(水道法)
- 国等は、地方公共団体及び運営権者に対し、必要に応じ報告徴収・立入検査等を実施(水道法)



# コンセッション方式の導入に伴う懸念への対応について

- 平成23年のPFI法改正によりコンセッション方式が創設されたが、地方自治体が水道事業の認可を返上し、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- このため、今回の水道法改正は、公の関与を強化し、地方自治体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、**厚生労働大臣等の許可を受けてコンセッション方式を実施可能**にしたもの。
- コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つ。住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、**地方自治体が議会の議決を経て、地方自治体の判断で導入**するもの。

## 1. 水の供給責任

### 水道法

水道事業者として**住民に水を供給する責任は、従来通り市町村**が負う。

## 2. 事前の対応

### 水道法改正

### PFI法

- コンセッション方式を採用するかどうかやその内容については、地方自治体が、PFI法に基づき**条例で定め**るとともに、運営権の設定に当たり、**議会の議決**が必要。
- 地方自治体は、PFI法に基づき、あらかじめ**料金の枠組み(上限)**を条例で定めるため、コンセッション事業者はこの枠組みの範囲内でしか料金設定できない。
- 更に、地方自治体は、PFI法に基づく**実施方針や民間事業者との実施契約**の中で、設備投資を含めた業務内容や管理運営レベルの他、災害等の非常時における対応をどこまで委ねるかなどを明確に定める。
- これらに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣がそれらの内容を確認した上で、**許可**。

## 3. 事後の対応

### 水道法改正

### PFI法

地方自治体は、PFI法に基づき、**モニタリング**を実施し、早期に問題点を指摘・改善。  
これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が直接、民間事業者の**報告徴収・立入検査**を実施。

# 4. 指定給水装置工事事業者制度の改善(第25条の3の2)

## 現状・課題

- 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。
- 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。  
H9：2万5千者 → H28：23万2千者、約9倍
- 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。
  - ・ 所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千5百者
  - ・ 違反工事件数：1,644件 (H28)
  - ・ 苦情件数：3,885件 (H28)

※指定給水装置工事事業者制度：

各水道事業者は給水装置(蛇口、トイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定ことができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

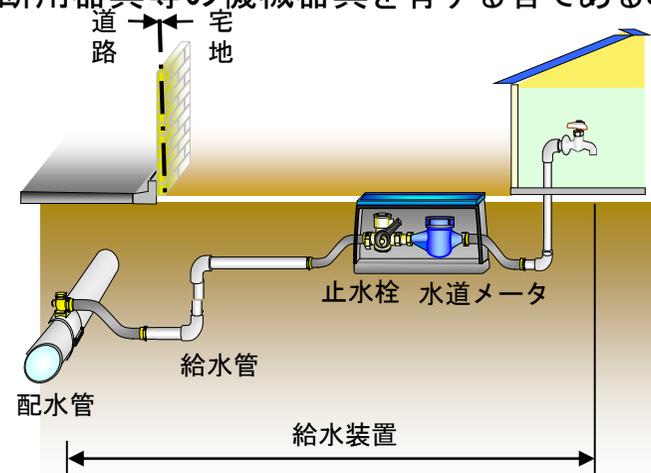
## 改正法

- 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入する。

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。

(参考)指定の基準

- ・ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
- ・ 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等



改正法においては、現在指定を受けている指定工事事業者の指定の更新について、更新時期が一定期間に集中することを避けるため、平準化することができるよう、政令を含めて定めることとしている。具体的には、指定工事事業者に関する施行日後の最初の更新は、

- ・ 施行日の前日から起算して5年を経過する日までとする
- ・ 当該指定を受けた日が改正法施行日の5年前の日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間とする

(仮に施行日が平成31年10月1日となった場合)

指定を受けた年月日	指定の有効期限
平成10年4月1日 ～平成11年3月31日	施行日の前日から1年:2020(平成32)年9月29日
平成11年4月1日 ～平成15年3月31日	施行日の前日から2年:2021(平成33)年9月29日
平成15年4月1日 ～平成19年3月31日	施行日の前日から3年:2022(平成34)年9月29日
平成19年4月1日 ～平成25年3月31日	施行日の前日から4年:2023(平成35)年9月29日
平成25年4月1日 ～平成31年9月30日	施行日の前日から5年:2024(平成36)年9月29日

# 指定の更新にあわせて確認することが望ましい事項

## 指定工事事業者講習会の受講状況

- ・ 指定した水道事業者が実施している講習会への参加状況を確認する。
- ・ 参加していない場合は、不参加の理由等を聞き取り、受講への動機付けを行う。

## 主任技術者等の研修会の受講状況

- ・ 指定工事事業者が選任している給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の研修受講状況を確認する。
- ・ 確認対象とする研修は、外部機関による研修を想定しているが、事業内訓練等の自社内研修についても実施の有無を確認する。

## 配管技能者の配置状況

- ・ 指定工事事業者が過去1年間の給水装置工事(配水管分岐～水道メーター)に配置した「適切に作業を行うことができる技能を有する者」(以下「配管技能者」という。)について確認。
- ・ 確認事項は、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管接合の経験の有無及び保有している資格とする。

## 指定工事事業者の業務内容

- ・ 水道利用者に提供する指定工事事業者に関する情報の充実を図る観点から、指定工事事業者の業務内容について確認する。  
例: 営業時間等、漏水修繕等の有無、対応工事等

# 確認事項の活用方法

## 更新にあわせて確認することが望ましい事項

- 指定工事事業者講習会の受講状況
- 主任技術者等の研修会の受講状況
- 配管技能者の配置状況
- 指定工事事業者の業務内容

### 指導

- 確認した情報をもとに、指定工事事業者を指導することで、資質の保持を図り、
  - ・安全で信頼される給水装置工事の確保
  - ・違反行為・苦情・トラブルの減少につなげる。

### 情報発信

- 利用者が指定工事事業者を選択する際に有用な情報となるようなわかりやすい情報発信の一つとして活用することが有効。

## 5. その他の主な改正事項(第11条、第14条、第39条の2関係)

### 1. 事業の休止及び廃止に関する事項(第11条)

- 水道事業者が事業を休廃止する際には厚生労働大臣の許可を受けなければならないとされているところ、その許可に当たっての手続きについて省令委任規定を追加。  
※ 具体的には、省令において許可申請書の提出、申請書の記載事項や添付書類の内容を定める予定。

### 2. 供給規程に関する事項(第14条)

- 供給規程に定められる料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければならないものとすること。  
※ 「健全な経営を確保」とは、老朽化する水道施設の維持、修繕や更新を計画的に行うなど、継続的にサービスを提供していけるように水道事業を経営する状態を指し、そのことを明示的に規定するもの。

### 3. 災害その他非常の場合における連携及び協力の確保に関する事項(第39条の2)

- 国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとすること。

## 水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 水道の基盤強化においては、水道の高い公共性に鑑み、水が国民共有の貴重な財産であることを再認識しつつ、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できることが確保されることを理念として、国、地方公共団体及び水道事業者等の相互の連携を深めること。
- 二 大規模災害の発生に備え、管路の老朽化への対応及び耐震化の推進等水道施設の整備に万全を期すとともに、施設整備の体制を支える人員及び予算が十分に確保されるよう努めること。また、災害時における速やかな復旧を図るための組織体制、災害対応システム等が十分に整備・運用されるよう、必要な措置を講ずること。
- 三 水道の基盤強化を図るために、水道事業に携わる人材の確保、技術の継承及び労働環境の改善が必要であることに鑑み、地方公共団体がこれらを実現するために必要な支援を行うこと。特に官民連携を行うに当たって、この点が重要となることを十分認識し、事業運営に支障を来すことのないよう、総合的な施策を講ずること。
- 四 経営基盤が脆弱な小規模の水道事業者に対しては、水道の基盤強化の基本的かつ総合的な施策の推進において十分配慮するとともに、必要な支援を行うこと。
- 五 水道施設運営権の設定については、水及び水道施設が国民共有の貴重な財産であることに鑑み、公共性及び持続性に十分留意したものとなるよう、地方公共団体において検討すべき事項の具体的な指針を本法施行までに明示すること。
- 六 水道施設運営権の設定の許可に当たっては、地方公共団体においてその運営状況をモニタリングするための適切な体制が確保されているかについて厳格に審査を行うとともに、運営における公共性・公平性・公益性の確保を明確にするための具体的な指標等を示すこと。
- 七 水道施設の維持管理、修繕及び計画的な更新が、地域の健康資本の基盤として極めて重要であることに鑑み、これらの措置が適切に行われるよう、必要な支援を含めた包括的水道事業システムの構築に努めること。
- 八 水道の需給バランスの平準化を進める観点等から、水道スマートメーターを含む周辺機器の研究及び開発を促進するため、必要な措置を講ずること。

## 水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(1/2)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 水道の基盤強化に当たっては、水道が極めて公共性の高い、国民の日常生活や命にも直結する貴重な財産であることを踏まえ、全ての国民が水道の恩恵と安心・安全な水の供給を将来にわたって享受できるよう、国、地方公共団体及び水道事業者等の相互の連携を深めること。
- 二 将来にわたって国民生活の安心と安全を確保するとともに、大規模災害の発生等にも備えるため、管路の老朽化への対応及び耐震化の推進等、水道施設の継続的な更新と整備に万全を期すとともに、地方公共団体において施設整備の体制を支える人員及び予算が十分に確保されるよう努めること。また、災害時における速やかな応急給水・応急復旧を図るための組織体制、災害対応システム等が十分に整備・運用されるよう、必要な措置を講ずること。
- 三 水道の基盤強化を図るために、水道事業に携わる人材の確保、技術の継承及び労働環境の改善が必要であることに鑑み、地方公共団体がこれらを実現するために必要な支援を行うこと。特に官民連携を行うに当たって、この点が重要となることを十分認識し、事業運営に支障を来すことのないよう、海外の再公営化事例の検証を含めて総合的な施策を講ずること。
- 四 水道の基盤強化の基本的かつ総合的な施策の推進に当たっては、中山間部、過疎地域や人口減少の著しい地域等の自然的・社会的条件の厳しい地域を抱える地方公共団体や、経営基盤が脆弱な小規模の水道事業者には十分配慮して、必要な技術的・財政的援助を行うこと。
- 五 水道施設運営権の設定については、水及び水道施設が国民共有の貴重な財産であること、また、重要な生活インフラである水道事業に外国資本が参入する可能性や、将来的に料金が高騰したりサービス品質が低下したりする可能性に留意し、その決定は厳に地方公共団体が住民の意思を十分に踏まえた上での自主的な判断に委ねられるべきであることを大前提に、公正かつ公平な手続や透明性を十分に確保した民間事業者の選定を含め、公共性及び持続性に十分留意したものとなるよう、地方公共団体において検討すべき事項の具体的な指針を本法施行までに明示すること。

## 水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(2/2)

- 六 水道施設運営権の設定の許可に当たっては、地方公共団体において民間事業者の運営状況をモニタリングするための適切な体制が確保されているかについて厳格に審査を行うとともに、水道料金や水質基準への適合などの規制・モニタリングが確実に実施され、必要に応じ第三者による確認も得つつ、運営における公共性・公平性・公益性の確保を明確にするための具体的な指標等を示すこと。
- 七 水道施設の維持管理、修繕及び計画的な更新が、地域の生活インフラの基盤として極めて重要であることに鑑み、これらの措置が適切に行われるよう、必要な支援を含めた包括的水道事業システムの構築に努めること。
- 八 指定給水装置工事事業者の更新時に取得する修繕対応の可否等の情報、修繕時のトラブル防止や悪質商法に関する情報等を水道利用者に分かりやすく提供するよう、水道事業者に対し指導すること。また、給水装置工事主任技術者、配管工事に携わる者の技術・技能の維持・向上を図るための研修の充実等を通じて指定工事事業者の質の向上を図ること。
- 九 水道の需給バランスの平準化を進める観点等から、水道スマートメーターを含む周辺機器の研究及び開発を促進するため、必要な措置を講ずること。
- 十 上工下水、農業用水等の人間が利用する水のみならず、表流水、地下水等を一体として捉える水循環の視点から水利用の最適化を図ることにより、低廉で高品質な水道水を供給できる体制の維持に努めること。

# 今後のスケジュール

注1: スケジュールは目安であり前後する可能性がある

注2: 政令等の名称は現段階で未定であり仮置きしたもの

2019年  
夏頃まで

## 【政令・省令・告示】

- 水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 水道法施行令の一部を改正する政令
- 水道法施行規則の一部を改正する省令
- 水道の基盤を強化するための基本的な方針(基本方針) (専門委員会 (※1)における審議、パブリックコメントの実施を予定)

## 【ガイドライン(手引き)】

- 水道基盤強化計画の作成に関するガイドライン
- 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン
- コンセッション方式導入の許可申請等に係るガイドライン (検討会の開催、パブリックコメントの実施を予定)

2019年  
夏頃

地域懇談会(※2)において改正水道法に関する説明会を開催  
(全国5ブロック程度)

2019年  
公布の日  
(H30.12.12)から  
1年以内

## 改正水道法施行

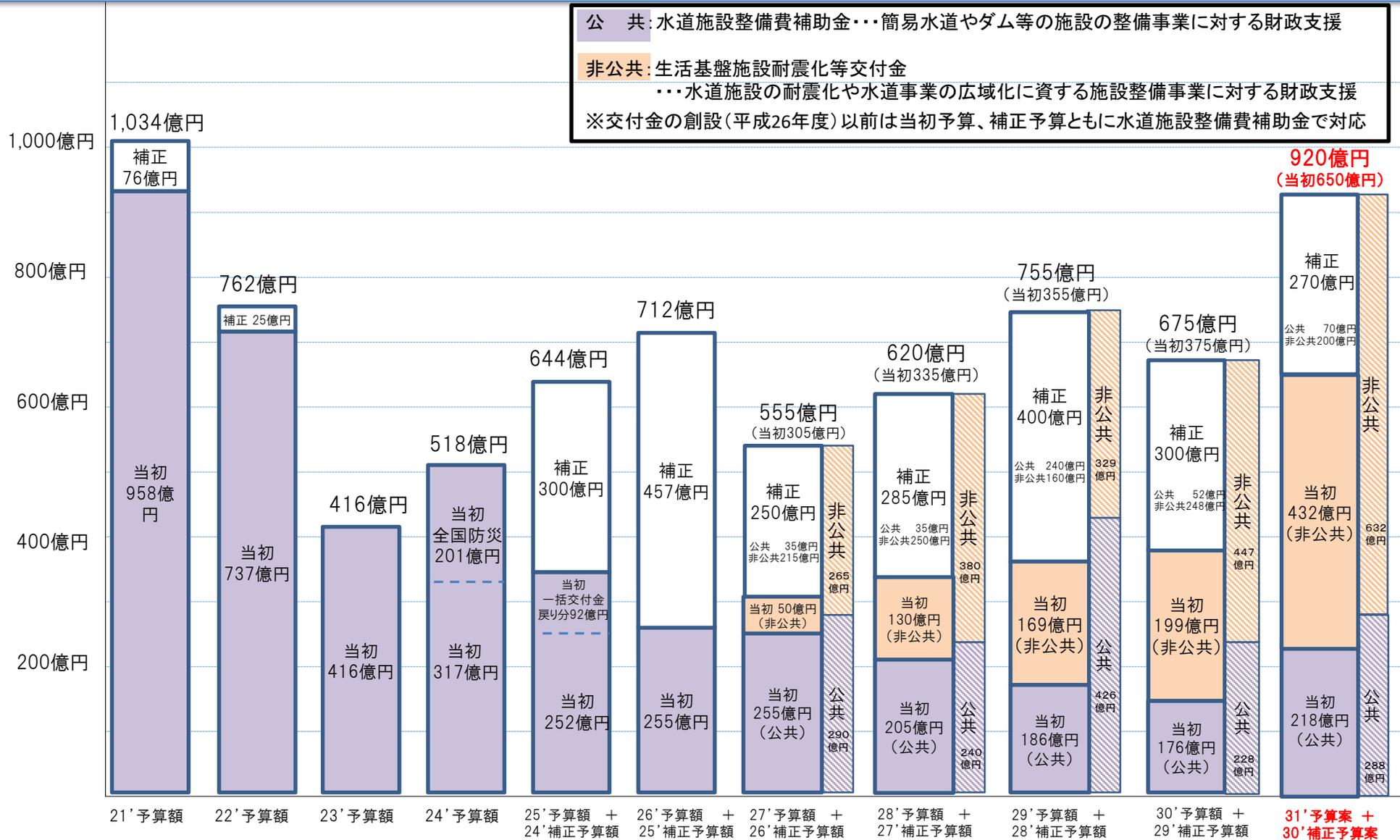
(ただし、水道施設台帳の整備に係る規定は、施行日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。)

※1 厚生科学審議会生活環境水道部会水道事業の維持・向上に関する専門委員会

※2 水道の基盤強化のための地域懇談会

### 3. 平成31年度予算案

# 水道施設整備費 年度別推移 (平成21年度予算～平成31年度予算案)



注1) 内閣府(沖縄県)、国土交通省(北海道、離島・奄美地域、水資源機構)計上分を含む。

注2) 平成25年度以降は、前年度補正予算額を翌年度に繰越し、翌年度当初予算と一体的に執行していることから、当該補正予算額は翌年度の執行可能額に計上。

注3) 億円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

# 水道施設の緊急点検を踏まえた災害対策

平成31年度予算案: 259億円(公共40億円、非公共219億円)  
平成30年度2次補正予算案: 66億円(公共)

## 現状と課題

- 平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設\*の災害対応状況について緊急点検を行い、停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じるおそれがあることが判明した施設に対して対策を実施する。\* 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設
- また、耐震性の低い基幹管路について、耐震化のペースを加速させる。

## 対応方針

(1) 停電により大規模な断水が生じるおそれがある  
浄水場

⇒ 自家発電設備の設置等の停電対策(新規)  
緊急対策実施箇所数: 139カ所

(2) 土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある  
浄水場

⇒ 土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策  
(新規)  
緊急対策実施箇所数: 94カ所

(3) 浸水災害により大規模な断水が生じるおそれがある  
浄水場

⇒ 防水扉の設置等の浸水災害対策  
(新規)  
緊急対策実施箇所数: 147カ所

(4) 耐震性がなく、早急に耐震化の必要がある水道施設  
(浄水場、配水池等)

⇒ 耐震補強等の地震対策(継続)  
耐震化率の引き上げ(浄水場3%、配水池4%引き上げ)

(5) 耐震性の低い基幹管路

⇒ 耐震適合率の目標(2022年度末までに50%)達成に向けて耐震化のペースを加速(継続)現在の1.5倍に加速



土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ



配水池の耐震化工事  
(内面からの壁・柱等の補強)

# 水道施設の緊急点検を踏まえた災害対策(緊急対策)に関する新規事業採択基準等(案)

※内容は調整中のため、今後変更があり得る。

## (1) 補助採択基準

- ① 資本単価が、水道事業にあつては90円/m<sup>3</sup>以上、水道用水供給事業にあつては70円/m<sup>3</sup>以上であること。
- ② ①を満たしている場合であつて、別紙「緊急対策施設の抽出について」に基づき抽出された、緊急対策の実施が必要な浄水場及び取水場(以下「浄水場等」という。)を所有する水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「該当水道事業者等」という。)が実施する、基幹となる浄水場等への非常用自家発電設備等の整備、土砂災害及び浸水災害への対策工事(以下「非常用自家発電設備等の整備等」という。)であること。  
なお、別紙「緊急対策施設の抽出について」に基づき抽出された浄水場等以外の施設であっても、基幹となる浄水場等(ただし、該当水道事業者等毎で1施設とする。また、非常用自家発電設備の整備については、日量5,000m<sup>3</sup>以下の施設を除く。)で行う非常用自家発電設備等の整備等も対象とする。

## (2) 補助対象施設

- ① 停電対策
  - ・非常用自家発電設備、燃料用タンク(燃料の貯蔵量は3日分を限度とする。)、その他非常用発電設備等の設置に必要な施設(発電設備を保管する建屋等。ただし、非常時に給水を要する水量相当分に限る。)
- ② 土砂災害対策
  - ・土砂流入防止壁、その他土砂災害対策に必要な施設
- ③ 浸水災害対策
  - ・防水扉、止水堰、その他浸水災害対策に必要な施設

## (3) 国庫補助率

- ① 非常用自家発電設備等の整備においては1/4
- ② 土砂災害及び浸水災害への対策工事においては1/3

## 緊急対策施設の抽出について

緊急点検の結果をもとに、以下の選定基準に基づき、緊急対策の対象施設を選定した。

## 1-1-① 停電により大規模な断水が生じるおそれがある浄水場

各水道事業の基幹となる浄水場<sup>※1</sup>のうち、停電により給水停止のおおそれが高い<sup>※2</sup>施設

- ※1：各水道事業者等が所管する浄水場のうち、施設能力が最も大きい浄水場。（ただし、一般的に可搬式自家発電設備等で対応可能と考えられる日量5,000m<sup>3</sup>以下の施設を除く。）
- ※2：自然流下方式による施設運転が不可能であり、施設運転用の自家発電設備が全くない浄水場。（ただし、2番目に施設能力が大きい浄水場が、最も大きい浄水場の半分以上の施設能力を有し、自然流下もしくは自家発電設備を有している場合は除く）

## 1-1-② 土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある浄水場

各水道事業の基幹となる浄水場<sup>※1</sup>のうち、土砂災害警戒区域内に位置し、土砂災害により給水停止のおおそれが高い<sup>※2</sup>施設

- ※1 各水道事業者等が所管する浄水場のうち、施設能力が最も大きい浄水場。
- ※2 当該浄水場において土砂災害対策が実施されておらず、他の浄水場系統から連絡管等によりバックアップする機能もない浄水場。

## 1-1-③ 浸水災害により大規模な断水が生じるおそれがある浄水場

各水道事業の基幹となる浄水場<sup>※1</sup>のうち、浸水想定区域に位置し、浸水災害により給水停止のおおそれが高い<sup>※2</sup>施設

- ※1 各水道事業者等が所管する浄水場のうち、施設能力が最も大きい浄水場。
- ※2 当該浄水場において浸水災害対策が実施されておらず、他の浄水場系統から連絡管等によりバックアップする機能もない浄水場。

⇒ 1-1-①～③に該当する施設について、次ページのとおり選定（略）

## 1-1-④ 耐震性がなく、早急に耐震化の必要がある水道施設（浄水場、配水場等）

浄水場、配水場等のうち、地震により給水停止のおおそれが高い<sup>※</sup>施設。

- ※ 耐震性を有していない施設。なお、耐震性がある施設とは、水道施設耐震工法指針で定めるランク A の耐震基準で設計されているもの、または、その基準を満たしていると判断される施設。

## 2 耐震性の低い基幹管路

災害等で破損した場合に断水影響が大きい基幹管路の内、2020年度までに耐震化すべき管路<sup>※</sup>。

- ※ 耐震化目標（2022年度末までに基幹管路の耐震適合率を50%にする）を達成するために耐震化が必要となる耐震適合性のない管路。耐震適合性については、「管路の耐震化に関する検討報告書」（平成26年6月）を参照。

# 平成31年度予算(案)における交付金の主な制度改正案

平成31年度予算(案)における生活基盤施設耐震化等交付金での主な制度改正案は以下のとおり。

## ○水道管路緊急改善事業

### 改正① 交付対象管路(管種)の拡充

▶(現行) 鋳鉄管、石綿管、コンクリート管等の管種が対象 ⇨ (改正案)「耐震性の低い継手を有する鋼管」を追加。

## ○水道事業運営基盤強化推進事業

### 改正① 広域化事業の交付対象事業者の拡充①

▶(現行) 3以上の水道事業者の統合が対象 ⇨ (改正案) 水道事業者のほか、水道用水供給事業者、特定簡水以外の簡易水道事業者の統合が対象。

### 改正② 広域化事業の交付対象事業者の拡充②

▶(現行) 広域化事業の交付は資本単価90円以上の事業者とする。 ⇨ (改正案) 小規模水道事業者(給水人口1万人以下)を含めた広域化において水道料金回収率が100%以上となる場合、小規模水道事業者は資本単価要件を免除。

### 改正③ 広域化事業及び運営基盤強化等事業の交付期間の見直し

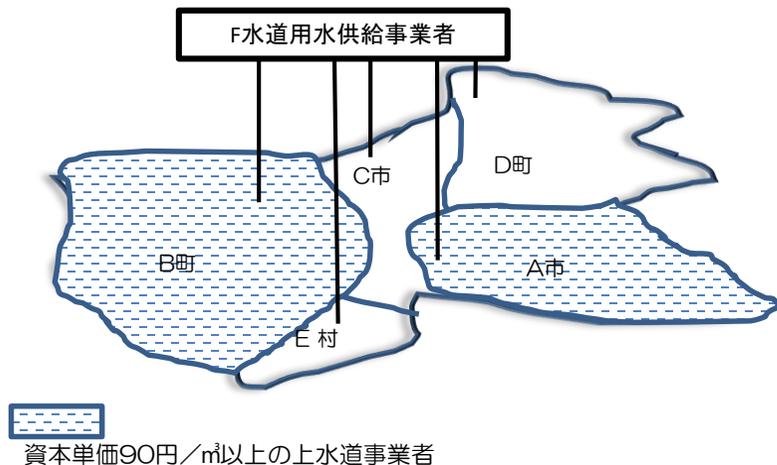
▶(現行) 交付期限は平成41年度まで(時限規定) ⇨ (改正案)「広域化事業開始後10年間」を交付対象期間とする。

### 改正④ 新たに共同施設の整備事業を交付対象事業として創設

▶(改正案) 水道事業者の共同施設の整備に要する経費を交付対象とする。(都道府県が策定する水道基盤強化計画等の区域として将来的に広域化(事業統合または経営の一体化)を実施する旨が明示される場合)

# 水道事業運営基盤強化推進事業改正①②: 広域化事業の交付対象事業者の拡充①② (イメージ図)

X圏域を広域化する場合



## 【現行制度】

- ① 広域化事業の採択基準「市町村域を越えて3事業体」には、上水道事業のみカウント可能
- ② 資本単価90円/m³以上の上水道事業者のみ、広域化事業の交付対象（水道用水供給事業者や簡易水道事業者は対象外）



## 【改正内容】

- ① 「市町村域を越えて3事業体」に、上水道事業者の他、水道用水供給事業者や特定簡水以外の簡易水道事業者もカウント可能とする。
- ②-1 広域化事業の対象に、特定簡水以外の簡易水道事業者や資本単価70円/m³以上の水道用水供給事業者を追加する。
- ②-2 現在給水人口1万人以下の水道事業者（小規模水道事業者）を含む場合の広域化であって、広域化後の圏域における料金回収率を100%以上とする計画を策定する場合、全ての小規模水道事業者を広域化事業の対象とする。

